

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎昇降機設備改修工事（超高層 2 / 3 期）

理由

本工事は、第 4 バンク乗用昇降機（※）、19 号機～24 号機計 6 基のうち、22 号機及び 23 号機の計 2 基について巻上機、制御盤、監視盤等の改修を行うものです。

本工事は、昇降路内の主要なレール、三方枠、監視装置など、既設機器を活用しながら昇降機を改修することから、施工にあたっては、当該昇降機の内部構造及び監視装置について熟知している必要があります。また他の製造者では互換性が無く、昇降機の安全確保が図れないことから、当該昇降機の製造者である東芝エレベータ株式会社関西支社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、東芝エレベータ株式会社関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。

※第 4 バンク昇降機の停止階 B1,1,2,6,39～51 階（19,22 号機のみ B1 停止）